半田市議会PR委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、半田市議会会議規則(昭和43年半田市議会規則第1号)第 158条第4項の規定に基づき、半田市議会PR委員会(以下「委員会」という。) の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 市民への議会活動の報告に関すること。
 - (2) 多様な手法を用いた広報広聴の企画運営に関すること。ただし、はんだ市 議会だよりの編集に関することは除く。

(構成)

- 第3条 委員会は、全議員(議長、副議長及び監査委員を除く。)の中から選出した議員をもって構成する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める。 (仟 期)
- 第4条 委員の任期は1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。
- 2 現に在任中の委員があるときに新たに選出された委員の任期は、当該在任中の 委員の任期の残任期間に相当する期間とする。
- 3 選出された委員が補欠委員である場合にあっては、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、妨げない。

(会議)

- 第5条 委員会は、委員長が招集し、これを主宰する。
- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。委員長及び副委員長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、年長の委員が委員長の職務を行う。
- 3 委員会は、委員数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。 (出席要求)
- 第6条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

2 前項の場合において、議員以外の者に出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。

(表 決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。

(傍聴の取扱い)

- 第8条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。 (記 録)
- 第9条 委員長は、事務局職員に議事の概要及び必要な事項を記載した記録を作成させ、保管する。

(雑 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会に諮って委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。